



平成 17 年 4 月 1 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号

日本通信株式会社

代表取締役社長 三田 聖二

(コード番号：9424)

問い合わせ先 取締役 CFO 福田 尚久

電話 03 - 5767 - 9100

公募新株式の発行価額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 17 年 3 月 18 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行につきまして、発行価額等が未定でありましたが、平成 17 年 4 月 1 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当該発行価額は、後日ブックビルディング方式により決定する予定の発行価格及び引受人から当社に支払われる金額である引受価額とは異なりますのでご注意ください。

記

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1. 発 行 価 額 | 1 株につき 金 34,000 円
ただし、引受価額が発行価額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。 |
| 2. 発 行 価 額 中 資 本 に
組 入 れ な い 額 | 1 株につき 金 17,000 円
(なお、引受価額が発行価額を上回る場合、その差額についても資本に組入れない。) |
| 3. 仮 条 件 | 1 株につき金 40,000 円から金 50,000 円 |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

[ご 参 考]

1. 募集及び売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発 行 新 株 式 数	普通株式 34,000 株
売出株式数	オーバーアロットメントによる売出し分(*) 普通株式 上限 5,000 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間

平成 17 年 4 月 5 日(火曜日)から
平成 17 年 4 月 11 日(月曜日)まで

(3) 価 格 決 定 日

平成 17 年 4 月 12 日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 証 券 会 社 申 込 受 付 期 間

平成 17 年 4 月 14 日(木曜日)から
平成 17 年 4 月 19 日(火曜日)まで

(5) 申 込 株 数 単 位

1 株

(6) 公 募 新 株 式 の 払 込 期 日

平成 17 年 4 月 20 日(水曜日)

(7) 株 券 交 付 日 及 び 株 券 受 渡 期 日

平成 17 年 4 月 21 日(木曜日)

(8) 配 当 起 算 日

平成 17 年 4 月 1 日(金曜日)

(9) 仮 条 件 決 定 の 理 由

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及びその需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定しました。

(*)オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が追加的に行う売出しです。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主から借受ける株式です。

ご 注 意 : この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、5,000 株を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシュエーション」という）を、平成 17 年 5 月 19 日行使期限として当社から付与される予定です。また、当社は平成 17 年 3 月 18 日開催の当社取締役会において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とし、払込期日を平成 17 年 5 月 23 日とする当社普通株式 5,000 株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という）の決議を行っています。大和証券エスエムビーシー株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成 17 年 4 月 21 日から平成 17 年 5 月 19 日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という）、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という）を行う場合があります。なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、シンジケートカバー取引にかかる株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定ですので、その場合には本件第三者割当増資における発行新株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行新株式数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2．第三者割当による新株式発行の条件

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 発行価額 | 1 株につき 金 34,000 円 |
| (2) 発行価額中資本に組入れない額 | 1 株につき 金 17,000 円
(なお、割当価格が発行価額を上回る場合、その差額についても資本に組入れない。) |

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。